

# 石川県庁舎19階展望ロビー喫茶コーナー出店者募集仕様書

石川県庁舎19階展望ロビー喫茶コーナー(以下、「喫茶コーナー」という。)の出店にあたっては、「石川県庁舎19階展望ロビー喫茶コーナー出店者募集要項」(以下、「募集要項」という。)に定めるもののほか、この仕様書によるものとします。

## 1. 喫茶コーナーの概要

### (1)所在地

金沢市鞍月1丁目1番地

### (2)位置

石川県庁行政庁舎19階展望ロビー(別図のとおり)

### (3)面積

87.68㎡(店舗67.2㎡、厨房20.48㎡)

※上記面積は、令和8年3月18日時点で営業中の喫茶コーナーの面積です。

店舗面積の拡大を希望する場合は、企画提案書提出前に石川県総務部管財課(以下「管財課」という。)と協議してください。

### (4)既存設備

厨房間仕切り壁、客席カウンター(椅子を除く)、レジカウンター、電気設備(照明・コンセント等)、空調設備、換気設備、給排水設備、消防設備、電話設備(モジュージャックまで)、厨房機器設備(2層シンク、台下戸棚、コールドテーブル、電磁コンロ、製氷機、作業台、吊戸棚)、手洗

## 2. 使用形態及び使用許可期間に関する条件

- ・出店者は、使用する部分について、地方自治法第238条の4第7項の規定に基づき、行政財産目的外使用許可(以下「使用許可」という。)を受けて使用するものとします。
- ・使用許可期間は1年以内ですが、更新することが可能です。更新を希望しない場合は、期間満了の1か月以上前に、あらかじめ県に通知が必要です。

## 3. 営業内容に関する条件

### (1)店舗の意匠

周囲と調和のとれたものとしてください。

### (2)健全な収支計画

店舗等の運営に当たっては、利用者のサービス向上を図るため、事業の継続性、経営の健全性に配慮した収支計画としてください。

### (3)営業日

営業日は、原則、12月29日から31日までを除く毎日とします。ただし、悪天候等、やむを得ない事情により休業する場合は、事前に県と協議するものとします。

### (4)営業時間

営業時間は、展望ロビー開放時間内で定めることとします。

※展望ロビーの開放時間は、10時から20時までです。ただし、1月から3月の開庁日は19時までとなります。この他、臨時的に開放時間を延長することもあります。

(5)提供メニュー

- ①県庁舎内カフェにふさわしい飲食サービスの提供を行ってください。
- ②テイクアウト用のメニューを提供する場合は、こぼれにくいよう配慮してください。
- ③県庁舎内への出前も認めます。
- ④販売品目については、企画提案書において提案してもらいますが、改めて、営業開始前に県と協議の上、決定するものとします。また、営業中に販売品目を変更する場合も協議が必要になります。

(6)提供メニュー以外の商品の販売

安定的な店舗運営のため、カフェ運営に支障をきたさない範囲内(あくまでもカフェ運営の補完的な位置付け)で、提供メニュー以外の商品の販売を認めます。提供メニュー以外の商品の販売を希望する場合は、企画提案書において提案してください。なお、販売する商品の品目については、営業開始前に県と協議の上、決定するものとします。

(7)決済

会計には現金のほか、キャッシュレス決済に対応できるようにしてください。

(8)改装工事等

出店者は自らの責任と負担において、建築基準法及び関係法令の規定の範囲内で、飲食エリア内の改修工事を行うことが出来ます。ただし、工事にあたっては、事前に県の承認を受けてください。なお、建築基準法施行令第129条の2第1項の規定による認定(全館避難安全検証)を受けているため、原則、間仕切壁等の大幅な変更や追加はできません。

(9)什器、備品等の準備

県で設置した設備等以外の什器、備品類については、県へ申請の上、出店者が開店までに準備、設置するものとし、詳細については、県と別途協議することとします。

(10)広報活動

店舗に関わる広報活動等については事前に県と協議し、了承を得てください。

(11)庁舎構内への車両乗り入れ

使用人が通勤のため庁舎構内に車両を乗り入れることは認めません。

(12)庁舎内への入退出

庁舎内に入退出する使用人は、あらかじめ管財課に入庁許可の申請をし、承認を得てください。

(13)食材、物品類等の搬入・搬出

食材、物品類の搬入及び廃棄物等の搬出については、県が別途指示する内容を遵守してください。

(14)衛生管理

食品衛生法その他関係法令を遵守し、衛生管理及び感染症対策を徹底してください。

(15)事故等への対応

食品衛生法上の発生事案及び事故等が発生した場合には、直ちに県へ報告するとともに、出店者の責に帰する場合は、出店者の責任と負担において対応することとします。

(16) 法令等の遵守

使用にあたっては、関係法令及び規程を遵守してください。また、その他営業に際し必要な事項が発生した場合は、県と協議してください。

(17) 運営形態

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業(ラウンジ、スナック等、規制対象業種に類する営業実態のものを含む。)、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び同条第13項に規定する接客業務受託営業その他これらに類する業の用途のほか、石川県庁舎等管理規則に抵触する用途での使用はできません。

(18) 使用用途以外の使用及び転貸・再委託等の禁止

出店者は、使用物件を善良な管理者の注意義務を持って維持保存することとし、使用物件を営業以外の用途に供することはできません。また、使用物件を他の者に転貸し、または担保に供することはできません。ただし、出店者のフランチャイズ契約等に基づき、県の承認を受けた場合は、この限りではありません。

(19) 事業撤退後の引継ぎ

使用許可を更新しない場合は、次の出店者への引継ぎに全面的に協力してください。

(20) 営業状況等の報告

店舗の日別売上、客数については、営業終了の翌日(翌日が閉庁日の場合は、翌開庁日)に報告してください。なお、営業状況等については、定期報告以外にも必要に応じて報告を求めることがあります。

#### 4. 経費等に関する条件

(1) 施設使用料(年額)

- ① 占有部分については、年間売上額の2%以上を目安とし、具体の率については、募集要項に定める企画提案時に提案するものとします。
- ② 当面の使用料は①のとおりですが、初期投資費用を考慮した上で、売上高に応じて見直すこともあります。
- ③ 使用料は、別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。

(2) その他、出店者が負担する経費及び義務等

① 光熱水費等

電気、上下水道使用料、ガス、灯油、清掃、一般廃棄物処理、産業廃棄物処理、ねずみ・昆虫等防除については、実費負担となります。別途発行する納入通知書により、納入期限までに納入してください。

② 電話回線使用料(利用する場合。電話開通に要する費用を含む。)

③ ゴミ箱の設置

テイクアウト商品を扱う場合はゴミ箱を設置し、ゴミの片付けを行ってください。飲食エリア以外のゴミ箱の設置場所は、県と協議のうえ、決定します。

④ 営業許可等の申請費用

食品衛生法に基づく営業許可の申請、その他法令が定める関係機関等への申請、届

出等については、全て出店者の負担において行ってください。

⑤営業設備費

県で設置した設備等以外で、占有部分内で使用する厨房機器、家具類、什器等の調度備品類のほか、営業に必要なもの一切は、全て出店者で準備、設置を行ってください。

⑥内装工事費(変更する場合)

占有部分の壁や照明等の意匠を変更する場合の工事費は出店者の負担となります。なお、意匠や色彩は景観、施設内装に合うよう計画し、県と協議のうえ施工することとします。

⑦修繕費

出店者で設置した設備のほか、建物(天井、壁、床)、県で設置した設備品等について、出店者の責に起因する修繕等は、出店者の負担とします。その他の修繕費の負担に疑義が発生した場合は、別途県と出店者が協議するものとします。

⑧原状復旧費

使用許可期間終了時(更新の許可を取らない場合)等の、設備撤去等の原状復旧費は出店者の負担とします。

## 5. その他

(1)19階展望ロビー等について

- ・ 飲料の自動販売機が3か所設置されています。
- ・ 団体が利用できる交流コーナー(1箇所)、展示スペース(5箇所)があります。利用日数の実績は、交流コーナーが年間120日程度、展示スペース(5箇所のうち、1箇所でも利用があった日数)が年間320日程度です。
- ・ 展望ロビーの利用人数(延べ人数)は、1日あたり約400人です。
- ・ 行政庁舎・警察庁舎・議会庁舎で執務している職員数は、約2,900人です。

(2)協力要請

停電時の設備点検や防災訓練等、運営上必要な事項に対する要請が県からあった場合は、全面的に協力してください。

(3)緊急時の対応

事故や犯罪等、不測の事態が発生した際は、管財課へ連絡を行ってください。

## 6. 注意事項

(1)庁舎内は飲食エリア内を含め禁煙となります。

(2)出店者が別途使用許可書に定める義務を履行しないために、県に損害を与えたときは、その損害に相当する金額を損害賠償として県に支払わなければなりません。ただし、県が、公用、公共用または公益事業の用に供するために使用物件を必要とし、使用許可を解除した場合において、出店者に損害が生じたときは、出店者は、県に対しその補償を請求できるものとします。

(3)その他、要項及び本仕様書に定めのない事項については、出店者と県の協議により定めることとします。また、記載事項の解釈について疑義が生じた場合も同様とします。

## 7. 選定後の手続

- 出店者として選定された事業予定者は、審査結果通知後、営業開始日や営業内容等、出店の詳細について、県と協議を行います。
- 行政財産目的外使用許可申請手続については、別途指定する期日までに申請書を県に提出してください。